

「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項」分野において、第 1 回点検（平成 25 年）で指摘した「今後の課題」に対応した進捗状況

- ① 東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、低炭素、循環型、自然共生社会形成、安全確保という観点に加えて、地域づくりや、このための担い手となる人づくりという観点も重要であり、これらの観点を総合的に実現できるようさらに配慮の上で施策を推進していく必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

1 木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生対策）（農林水産省）

本事業の実施に当たって、東日本大震災からの復旧・復興に際して木質バイオマス発電に取り組もうとする者に対し、施設整備に当たっての採算性等を判断するための実現可能性調査への支援のほか、全国的な相談窓口で様々な疑問等に対する助言、現地への専門家の派遣等により、計画段階から様々な支援体制を構築している。

2 浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業（経済産業省）

本事業の実施に当たっては、福島県をはじめ、地元関係者との協力体制が不可欠である。特に、海域を利用する漁業者との共生が重要であり、関係する地元漁協等との協議会を設置し、漁業者等地元関係者と様々な課題を共有しつつ協議を重ねている。

5 公共事業等における積極的な再生利用（国土交通省）

災害廃棄物の処理の推進に当たっては、被災自治体や関係省庁と連携しつつ、最大限の協力を行っている。

6 東北地域での循環型ビジネス拠点の創出（環境省）

本事業の実施に当たり、近隣市町村との連携や、地域に根ざした事業者の活用等を通じた地域の活性化や雇用の確保を推進している。今後、被災地からの応募があった際にも地域づくりの担い手の育成に配慮して事業を実施する予定。

7 海岸防災林の復旧・再生（農林水産省）

海岸防災林の植栽や、その後の管理等について、海岸防災林復旧・再生に関心のある NPO、企業等からの協力を得ながら進めており、平成 25 年度は公募に応募のあった 14 団体と植栽活動に係る協定を締結して宮城県仙台市内の国有林において植栽等を実施した。また、平成 26 年度は 12 団体と同協定を締結して同県名取市内の国有林において植栽等を実施したほか、民有林内においても民間団体等の協力を得て植栽等を進めている。平成 27 年度は宮城県東松島市内の国有林及び福島県相馬市内の国有林において植栽活動を行う予定である。

8 三陸復興国立公園再編成等推進事業及び三陸復興国立公園等復興事業（環境省）

「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」において、参加協働型の体制作りや、地域の自然をいかした復興といった観点が含まれており、「みちのく潮風トレイル」の路線検討や地域運営体制の支援、エコツーリズム等に取り組んでいる。今後は、引き続き、グリーン復興プロジェクトを実施し、被災地域の復興に取り組んでいく。

② 被災地において建設される住宅や建築物の断熱性を高めることは、省エネルギーや温暖化対策に資することとなるので、復旧・復興を進めるに当たってはこのような観点が必要である。また、東日本大震災の教訓をいかし、地震等の災害時に廃棄物処理施設等の環境関連施設が機能するようにハード面及びソフト面の両面において、災害に強い体制の整備を進めることが必要である。

【関係施策等（関係府省）】

4 東日本大震災により発生した災害等廃棄物処理の実施（環境省）

平成26年3月に、地方公共団体における災害対応力を強化すべく「災害廃棄物対策指針」を策定した。また、大規模な災害の発生に備え、「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」において、平成26年3月に、対策の基本的方向として「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」をとりまとめ、平成27年2月に、制度的対応についての考え方を中心に「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて（制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方）」をとりまとめた。

また、同委員会の提言等を踏まえ、国（地方環境事務所）、都道府県、市町村、民間事業者等の関係主体の連携・協力体制の構築や、廃棄物処理施設自体の災害対応能力の強化（始動用電源、燃料保管等の整備、耐震・耐水・耐浪性等の強化）等によって、廃棄物処理システム全般の強靱化を進めている。

これらの取組を制度的に担保し、災害廃棄物について、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで切れ目のない対策を実施・強化するため、平成27年3月24日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」が閣議決定・国会提出され、7月10日に成立した。

③ 東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、環境にも配慮した上で、全ての被災地域で安全・安心な生活を取り戻し、活気あふれる社会を築くことができるように、関係省庁が一丸となって、これまで以上に取組を進めていくことが重要である。さらに、震災の経験を踏まえて、今後、災害に強いまちづくりの取組を進める必要がある。

【関係施策等（関係府省）】

2 浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業（経済産業省）

本事業の実施に当たっては、福島県をはじめ、地元関係者との協力体制が不可欠である。特に、海域を利用する漁業者との共生が重要であり、関係する地元漁協等との協議会を設置し様々な課題を共有しつつ協議を重ねている。

3 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業（グリーンニューディール基金）（環境省）

被災地域においては、各省庁が行う復興に必要な中長期的な各種施策の実施に併せて、本基金事業を実施しており、災害に強い再生可能エネルギー等を利用した自立・分散型エネルギーの供給システムの導入等の事業を進めている。

5 公共事業等における積極的な再生利用（国土交通省）

災害廃棄物の処理の推進に当たっては、被災自治体や関係省庁と連携しつつ、最大限の協力を行っている。

7 海岸防災林の復旧・再生（農林水産省）

海岸防災林は、津波エネルギーの減衰効果や、漂流物の捕捉効果等の被害の軽減効果があることから、多重防御の一つとして位置付けており、背後地の被害軽減効果が一層向上されるよう、関係省庁が実施する関連施策と連携を図りつつ、海岸防災林の復旧・再生に取り組んでいる。

また、東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生と、懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた全国の海岸防災林の機能強化に向けて、海岸防災林に関する取組事例や提言等を踏まえ、様々な植栽樹種・植栽方法を科学的観点やコスト面から検証し、その成果を反映させるための実証試験を平成 26 年 5 月から実施している。

8 三陸復興国立公園再編成等推進事業及び三陸復興国立公園等復興事業（環境省）

「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」において、参加協働型の体制作りや地域の自然をいかした復興といった観点が含まれており、「みちのく潮風トレイル」の路線検討や地域運営体制の支援、エコツーリズム等に取り組んでいる。今後は、引き続き、グリーン復興プロジェクトを実施し、被災地域の復興に取り組んでいく。

9 有害物質のモニタリング調査等（環境省）

環境モニタリング調査について、被災地の安全確保の観点から、必要なモニタリング調査を継続している。